

申告会をご利用ください

申告会事務局にて常時次のような業務をおこなっています。
お気軽にご利用ください。事前にご予約いただくとお待ちしております。



記帳の指導・点検



会計ソフトのサポート



労災・雇用保険



源泉・年末調整



共済・保険など

今年も実施します！講習会・無料相談のお知らせ

令和3年の申告に向けての準備 青色申告・初心者講習会

右記の日程で、講習会を実施いたします。“これから帳簿の記帳を始めたい”、“申告はしたものの税の仕組みが分からない”、“会計ソフトで経理をしてみたい”、“申告会の利用方法を知りたい”、など、質問や疑問、不安な点がある方は是非ご参加ください。

対象の方には別途案内を郵送させていただきます。感染症対策をし、人数を制限したうえで開催いたしますが、感染者数の動向によっては延期又は中止をする可能性がございます。詳しくは青梅青色申告会HPに掲載させていただきます。



- 【日 時】 5月7日(金)、10日(月)、11日(火)
9:30～11:30 または 13:30～15:30
※各回同じ内容ですので、ご都合の合う時間をお選びください
- 【対象者】 令和元年2月以降に入会された方を対象としておりますがその他の会員の方もご参加いただけます
- 【内 容】 ・青色申告制度について ・税金について
・所得税と消費税のしくみ ～売上・経費・控除～
・記帳と会計ソフトについて
・青色申告会の利用法・活用法
- 【費 用】 無料
- 【会 場】 青梅青色申告会館3階 会議室
- 【ご予約】 予約制（事前にご連絡をお願いいたします）

無料相談室のお知らせ

税 理 士 「税理士による無料税務相談会」を開催いたします。判断の難しい「相続」「譲渡」「法人成り」等について、東京税理士会青梅支部の協力を得て、税理士による相談会を実施いたします。

- 【実施日】 6、7、9、10、11、12月の第3水曜日に実施予定
- 【内 容】 「相続」「譲渡」「法人成り」等、税務に関する各種ご相談
- 【会 場】 青梅青色申告会館3階 会議室
- 【時 間】 各回とも 10～12時/13～16時（お1人1件1時間）

弁 護 士 「弁護士による無料法律相談」を随時実施しています。「売掛金の回収」「取引先とのトラブル」「相続」、など会員の皆様の事業や生活において生じた法律問題を当会の顧問弁護士に無料でご相談いただけます。

- 【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
※毎月5名まで、お一人1時間
- 【内 容】 法律に関する各種ご相談
- 【会 場】 田中法律事務所（青梅市東青梅5-16-19）

生命保険 「入りたいけどどれがいいの?」「入っているけど毎月の金額が高い」など、何かとわからない生命保険。そんな悩みを“ファイナンシャルプランナー”の資格をもった当会のスタッフがご相談させていただきます。

- 【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
- 【内 容】 生命保険について 【会 場】 青梅青色申告会

無料相談室について
【ご予約】 事前予約制
【対象者・費用】 会員・無料
※無料相談後も引き続き税理士、弁護士へのご相談をなさる場合は、別途費用の負担がございます



口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者一人 6,000円 (2021年5月～10月分)	4月6日(火)
会費	9,000円 (2021年4月～9月分)	5月6日(木)

会費の口座振替のお願い

青色申告会の会費は半年分の9,000円を5月と11月の年2回ご登録いただいた口座より引落しさせていただきます。口座のご登録がまだの方は引落とし口座の通帳と、銀行印をお持ちください。ご登録がない方は現金での集金になりご不便をおかけしてしまいますのでご協力をお願い致します。

青色申告会 会員限定 健康診断 予約受付中

毎年多くの方に受診していただいております健康診断を今年も実施致します。個人で事業をされている方はなかなか受診する機会が少ない健康診断ですが、毎年受けることはとても大事です。これから元気になれるために受診ください。コースや申込方法は同封のチラシをご覧ください。

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788
受付時間: 平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00
休館: 第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



LINE 公式アカウント
青梅青色申告会
いろいろな情報をご案内!



休館日

4月3日、10日の土曜日
5月8日、22日の土曜日
5月26日・午後(総会の為)
および土曜日の午後、日曜日・祝日

(一社) 青梅青色申告会
あおいろ
だより

VOL. 170 - 令和3年4月号 -

新型コロナウイルスの影響により 所得税、消費税の申告期限が4月15日まで延長!

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年分の申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日(木)まで延長することが国税庁より発表されました。これにより口座振替日も延長されましたのでご注意ください。申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は令和3年5月31日(月)で変更はございません。

青梅青色申告会でも所得税の決算指導会、消費税の決算指導会を4月15日まで延長して行っております。4月12日～15日は混雑が予想されますので、まだ終わっていない方はお早めにお越しください。

所得税	従来の期限	延長後の期限
現金納付	3月15日(月)	4月15日(木)
口座振替	4月19日(月)	5月31日(月)

消費税	従来の期限	延長後の期限
現金納付	3月31日(水)	4月15日(木)
口座振替	4月23日(金)	5月24日(月)

※ 口座振替の方は、必ず前日までに口座残高の確認を！引き落としができなかった場合、4月16日(金)から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署にご相談ください。

要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
 - ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ※原則、担保は不要です(担保の提供が明らかに可能な場合を除く)。

猶予が認められると・・・

- ・原則、1年間納税が猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞税が軽減されます。(通常年8.8%→軽減後年1.0%)
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

確定申告に誤りがあった場合は・・・

- 税金を少なく申告した場合は「修正申告」という手続きにより、誤った内容を訂正します。誤りに気がついたらできるだけ早く修正申告をおこなってください。手続きにお越しになる場合は、今回の確定申告書、決算書の控え、帳簿、添付書類などをお持ちください。
- 税金を多く申告した場合は、「更正の請求」という手続きをおこなってください。ただし、「更正の請求」には期限があり、法定申告期限より5年以内におこなってください。手続きにお越しになる場合は、今回の確定申告書、決算書の控え、帳簿、添付書類などをお持ちください。

消費税の取扱いについて以下の点を再確認!

- 納付した消費税は「租税公課」として経費計上できます。(税抜経理をされている方を除きます)
- 前年が免税事業者で今年から課税事業者となった方、あるいは今年が課税事業者で来年から免税事業者となる方は、棚卸資産に係る課税仕入等の税額について、消費税額の調整をおこなう必要があります。(簡易課税は除く)
- 2022年から「簡易課税」を選択する場合、2021年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります(2020年の課税売上高が5,000万円を超えた場合は適用されません)

